

平成21年4月2日作成

- 東京に在住する者に係る老齢基礎年金（厚生年金保険の受給権がない者に限る。）及び旧法国民年金の老齢年金に係る平均年金額

**48,776円** (平成19年度末現在)

- 長寿医療制度の保険料月額

約5,400円(全国)

- 介護保険の保険料月額(65歳以上)(平成18~20年度)

4,090円(全国)

- 生活保護の基準額(平成21年度)

高齢者単身世帯(月額)	東京都区部等
生活扶助基準額	80,820円
住宅扶助上限額	53,700円
計	<b>134,520円</b>

※ 医療、介護は本人負担なし。

注:長寿医療制度の保険料月額及び介護保険の保険料月額は、「48,776円」で算定される金額ではない。

## 作成部局

社会・援護局保護課

老健局介護保険課

保険局高齢者医療課

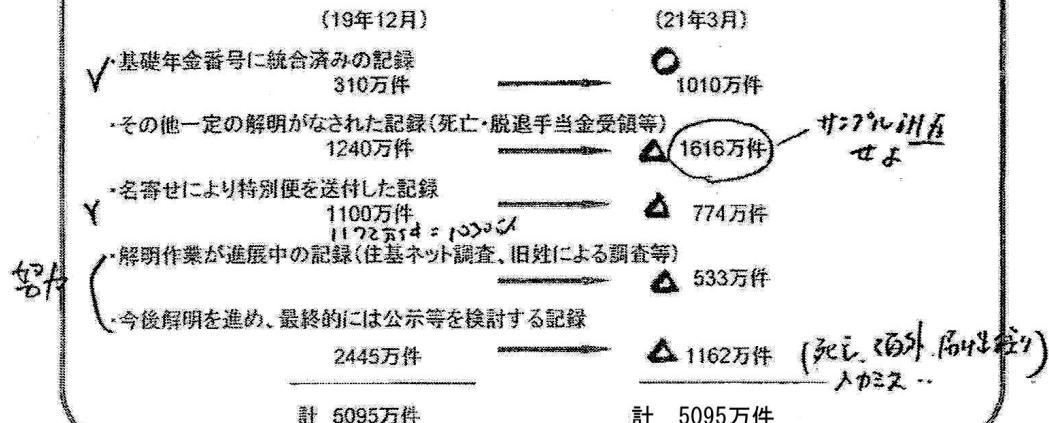
社会保険庁運営部企画課数理調査室

## ④未統合記録の解説

- 「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に計画的に取り組む。

- 18年6月に5,095万件あった未統合の記録のうち、既に統合済みの記録は1,010万件に増加、今後解明を進め、最終的には公示等を検討する記録は1,162万件まで減少。

## 【未統合記録の統合・解明状況について】



(担当者)  
社会保険庁運営部  
年金保険課正担当官兼主査  
高橋達也 3625-8632 (内線3581)  
企画監修担当課長  
佐藤哲也 3625-1111  
電話 (代表) 03-6230-1111

平成21年3月21日

## 国民年金保険料の納付率について

(平成21年1月末現在)

## (参考)

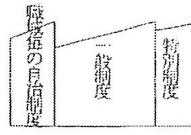
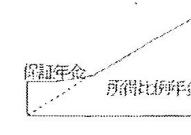
## ○ 現年度分の納付率の推移

	5月末現在 (4月分)	6月末現在 (4~5月分)	7月末現在 (4~6月分)	8月末現在 (4~7月分)	9月末現在 (4~8月分)	10月末現在 (4~9月分)
19年度実績	55.7%	58.7%	60.5%	60.1%	60.4%	61.1%
20年度実績	54.0%	57.4%	58.9%	58.5%	58.8%	59.4%

	11月末現在 (6~10月分)	12月末現在 (4~11月分)	1月末現在 (4~12月分)	2月末現在 (4~1月分)	3月末現在 (4~2月分)	4月末現在 (4~3月分)
19年度実績	61.7%	62.6%	52.8%	63.1%	63.4%	65.5%
20年度実績	59.9%	60.7%	60.9%	***	***	***

## 諸外国における年金受給のために必要とされる加入期間について

(平成21年1月作成)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度体系	2階建て 	1階建て OASDI	2階建て 	1階建て 	1階建て 	1階建て 
年金受給のために必要とされる加入期間 (※)	25年 	40加入四半期 (*) (10年相当)	なし (**)	5年	なし	なし (保証年金については 最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要。)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者(国民年金)</li> <li>適用事業所に使用される70歳未満の者(厚生年金保険)</li> </ul>	<p>被用者及び年収400ドル以上の自営業者</p>	<p>週90ポンド(約1.7万円) 以上の所得がある被用者 及び年4,825ポンド(約91.7万円)以上の所得のある自営業者</p>	<p>民間被用者及び 芸術家等一部の自営業者</p>	<p>被用者及び自営業者</p>	<p>被用者及び自営業者</p>

(※) 老齢給付の受給権を得るために必要とされる加入期間であり、この期間を満たせば制度から脱退できるというものではない。(諸外国とも対象者である限り強制加入。)  
なお、保険料の継続納付は給付額に反映される。

(資料出所) Social Security Programs Throughout the World : Europe 2006

\* 1,000ドル(2007年)の収入に対して1加入四半期が付与される(最高で年間4加入四半期まで)。

\*\* 2007年の法改正により受給資格期間は撤廃。ただし、1946年4月6日より前に生まれた男性及び1950年4月6日より前に生まれた女性は、旧法が引き続き適用され、年金受給には、それぞれ11年又は9.75年の被保険者期間が必要。

# 民主党の年金制度改革のポイント

2009年6月25日  
年金調査会

## 1. 基本的な考え方

- 年金制度に最も重要な「国民の信頼」を失った現行制度は維持できない。
- 分かりにくく、不公平感のある現行制度を廃止し、分かりやすく、公平で、そして納得できる、新しい制度を創設する。**

## 2. 具体的な制度の仕組み

### (1) 改革の前提

- 既に年金を受給している方は、現在の受給額をそのまま受給する。
- 現役世代は、現行制度の受給額と新制度の受給額の合算額を、将来受給する。

### (2) 新制度の骨格

- 年金制度を一元化し、「所得比例年金」と「最低保障年金」の2本柱とする。

### (3) 所得比例年金

- 収入に応じて一定の保険料を納付し、将来、納付した保険料に見合った年金を受給
- 所得比例年金の保険料は15%。

### (4) 最低保障年金

- 消費税を財源として、所得比例年金の受給額の少ない人に給付。財源は全額消費税。
- 最低保障年金の満額は7万円。

- 最低保障年金の受給額は、所得比例年金の受給額に応じて決定。

### (5) 新制度における給付

- 「受給資格期間」(現行制度では25年)は、設けない。
- 所得比例年金と最低保障年金の合算で、全ての人が月額7万円以上の年金を受給。
- 給付水準は現行制度と同等の水準もしくはそれを若干上回る水準とします。現役時代の収入が低い方については、現行制度より高い代替率とします。

### (6) 環境整備

- 「歳入庁による税と保険料の一体徴収」「税と社会保障制度の共通番号制度を導入」「消費税インボイスを導入」などの環境整備。

### (7) 移行

- 十分な移行期間をとることによって、現行制度から新制度へ円滑に移行。
- 納付は、制度改正時点から新制度に移行。全ての人が15%の所得比例保険料を納付
- 給付は、当分の間、現行制度と新制度が混在した給付。たとえば、40歳の時に制度改正を迎えた人は、前半20年分の現行制度に基づく受給額と後半20年分の新制度に基づく受給額を合算した額を年金として受給。

